

チーム関係者各位

日頃より、当協会の活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

県協会においても新型コロナウイルスの感染が拡大する中で各種大会、イベント等を中止又は延期することを余儀なくされています。

登録チームにおいても学校の休校、外出の自粛要請等により活動が制約され、チーム運営に苦勞していることと思います。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関して、首相が4月7日に『緊急事態』宣言を全国7都府県に出し、不要不急の外出の自粛要請、学校や体育館の使用停止やイベント等の開催制限の要請がなされたところです。

登録チームの皆様におかれましても、新型コロナウイルスの拡散防止の観点から練習等のチーム活動の自粛をお願いしたいと思います。

J F Aから『新型コロナウイルス対策』に関する文書が発出されておりますので活動自粛の参考として送付いたします。

登録チーム関係者の皆様には、引き続き感染防止にご理解・ご協力をお願い致します。

以上

2020年4月7日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

専務理事 須原清貴

## 新型コロナウイルスの対応について(4月7日時点) ～JFA 事業の5月末までの中止/延期～

平素は本協会の事業に格別のご支援ご協力を賜りますこと心より御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々におかれましては、お見舞い申し上げますとともに、感染症の治療と拡大防止に全力を注いでおられます多くの医療従事者の皆様に心より感謝申し上げます。

本協会は、新型コロナウイルス感染拡大防止と、役職員やJFAハウスで働く関係者の健康を守るために2月27日から在宅勤務を導入しております。役職員は、取引先や外部関係者を含めて、直接顔を合わせてミーティングを行ったり、JFAハウスや訪問先での業務等を原則として禁止しております。業務は自宅からのリモートワークとし、会議は原則としてWEB会議、会見や取材等もWEBシステムを用いて実施しています。またJFAが主催する全ての大会やイベント等についても同様に、延期や中止の措置を取らせていただいております。4月3日にはその期間を5月6日までとする旨、関係各所にお伝えしました。

感染者数の急増に伴って医療体制も逼迫している状況で、4月に入ってからは連日にわたり、政府から「今がまさに国内の急速な感染拡大を回避するために極めて重要な時期」という見解が示され、同7日には緊急事態宣言が発令されることが決まりました。

このような状況に鑑み、本協会は5月末まで全ての主催事業（トレーニング、講習会、研修会、視察等を含む）を延期、または中止とすることとしました。5月中に予定されていた競技会（例：高円宮杯U-18プレミアリーグ、天皇杯一回戦）等、個別の事業につきましては、日程の変更や修正について速やかに検討した上で、JFA担当部署もしくは所管の委員会・部会よりご連絡申し上げます。

6月以降の対応につきましては、政府の発表や厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言などを受け、5月上旬に改めて検討し、可及的速やかにご案内させていただきます。

なお、専門家会議では感染状況に応じて地域ごとに対応が提言されておりますが、本協会の決定については全ての地域、都道府県一律での対応とさせていただきたく、皆様のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、地域や都道府県他、市町村での活動におかれましては、政府、自治体、医療機関及び保健所等の公的機関の決定、要請、指示に従うよう、重ねてお願い申し上げます。

以上

2020年4月3日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

**新型コロナウイルスの対応について(4月3日時点)  
～各種事業の原則延期・中止及び JFA 事務局の閉鎖の継続～**

公益財団法人日本サッカー協会(JFA)における新型コロナウイルスの対応について、以下の通り改めてご連絡申し上げます。

4月に入ってからも感染拡大はさらに強まり181の国や地域にまで及び、世界で感染者数が累計で100万人を突破。東京都における新型コロナウイルスの感染状況は、10日前と比較しても悪化し、その感染者数が3桁に届きそうな勢いとなっており、感染ルートを特定できない新たな感染もさらに増え続けております。

また、小規模な集団感染やその連鎖による感染も止まらず、実行再生産数(1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値)は3月15日の時点で日本全国では1を超え、その後、3月21日から30日までの東京都の推定値は1.7となり、感染が広がっていることを示しています。

さらに、4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析や提言によると、諸外国のような「医療崩壊」は生じていないが、こうした事態を回避するために、最善の努力を図っていくことが重要であるとされています。そして、「法律で義務化されていなくとも、3つの密(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距离での会話や発声が行われる)」という3つの条件)が重なる場を徹底して避けるなど、社会を構成する一員として自分、そして社会を守るために、それぞれが役割を果たしていこう」と強く提言しています。

このような状況を鑑み、JFAとしては引き続き感染拡大防止に努めるため、**5月6日までJFA 役職員の在宅勤務期間を延長**することを決定しましたのでご連絡申し上げます。この期間中は引き続き、JFA 役職員は外部とのミーティングも含めて、自宅からのリモート(WEB会議含む)以外のミーティングや業務等は特別なケースを除き原則禁止としております。

また、これに合わせ、JFA 主催のすべての会議・イベント等については、これまで同様、原則として延期・中止とし、これをさらに5月6日まで期間を延長して対応をお願いする次第です。

5月6日以降のJFAにおける新型コロナウイルス対応につきましては、政府発表や同専門家会議の開催や提言などを受け、4月下旬には改めて検討の上、なるべく速やかにご案内させていただきます。

繰り返しになりますが、年度替わりによる登録手続きやライセンス更新に関するお問い合わせ、研修会やイベントの中止や延期の影響を受けた際の対応等、多大なるご迷惑をおかけいたします。各事業の対応については、別途、担当部門からご連絡・ご案内させていただきます。

関係の皆様におかれましては、JFAの対応にご理解・ご協力いただくとともに、引き続き感染拡大を防止し、感染の流行を早期に収束させることができるよう、JFAとともに徹底した対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

【参考1】新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月1日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617992.pdf>

【参考2】(第16回)東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料(2020年4月1日)

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007288/1007571.html>